

## 制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 翁長 雄志

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札実施を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規程により公告する。

### 1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	平成25年度 桜坂細街路補償物件調査算定業務委託(その3)
(2) 契約番号	委託 第139号
(3) 業 種	補償関係コンサルタント
(4) 場 所	那覇市牧志3丁目地内
(5) 履行期間	60日間
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	街路整備事業(桜坂細街路)に係る補償物件調査算定業務委託
② 規模等	建物調査(木造)1棟、 営業調査(A・D)各1事業所、 動産調査1店舗 附帯工作物調査3戸 ほか
(8) 予定価格	3,830,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	予定価格の6/10から8/10までの範囲で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、入札公告等ファイル「名簿・要綱等」中の「最低制限価格の基準について」を参照。

### 2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(3)に該当するものを除く。)
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(6)	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程第2条に規定する審査を経て、平成25・26年度の補償関係コンサルタントの業種登録を行っている者であること。
(7)	資格保有者： 企業として、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある1級建築士かつ補償業務管理士の物件部門及び営業補償部門の資格保有者がいる者であること。 ※ 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることが必要。
(8)	那覇市に本店が有る者であること。
(9)	電子入札登録業者であること。

**3 落札制限** ※次の項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

- (1) 同一現場での落札は1件のみ。(桜坂細街路関連業務委託で那覇市又は那覇市上下水道局発注業務委託を含む手持業務委託(JV構成員含む。)がある場合は、この案件を落札することはできない。
- (2) 開札日以前3か月以内に、那覇市又は那覇市上下水道局で落札した業務委託案件(JV構成員を含む)がある場合は、当該業務委託の完了引渡しが進んでいない限りこの案件を落札することはできない。
- (3) この案件を落札後3か月以内は、那覇市及び那覇市上下水道局の発注する他の業務委託案件(JV構成員を含む)を落札することはできない。ただし、この案件の完了引渡しが進んだときは、この限りでない。
- (4) 指名競争入札では、制限付一般競争入札で落札した業務委託を手持ち業務委託としてみなす。
- (5) 複数の業務委託案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された業務委託案件が優先して落札される。(落札案件を選ぶことはできない。)
- (6) 那覇市及び那覇市上下水道局発注の同業種手持ち補償関係コンサルタントの業務委託(JV構成員を含む)がある場合は、開札日に出来高が30%以上でなければ、この案件を落札することはできない。ただし、債務負担による複数年度にまたがる業務委託の初年度以外の業務委託に関してはその限りではない。
- (7) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- (8) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日(審査合格通知書の通知日)以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

**4 設計図書等の閲覧、質問、回答**

設計図書閲覧方法	設計図書等は、入札情報公開システム上で公表する。 <b>閲覧に必要なパスワードは電子入札システムの調達案件概要の[条件2]欄を確認すること。</b> ※ 入札公告等ファイルに掲載の「パスワード確認方法」を参照。 ※ ICカードの有効期限切れ等により電子入札システムでパスワードの確認ができない場合には、契約検査課に連絡すること。
閲覧期間	<b>閲覧期間：平成25年10月15日(火)10時～平成25年10月21日(月)17時まで</b> ※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記まで連絡すること。 ●連絡先：契約検査課 新島 篤 TEL：951-3253
質問期間及び方法	<b>質問期間：平成25年10月18日(金)9時～平成25年10月22日(火)17時まで</b> 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がなければ不要) ※ 「質問書」は、発注図書ファイルよりダウンロードすること。 ●提出先：道路建設課 比嘉 優子 FAX：951-3238
回答期限及び方法	<b>回答期限：平成25年10月24日(木)17時</b> ※ 「質問及び回答」は、発注図書ファイルに掲載する。

## 5 入札の方法

入札方法	<b>電子入札システムにより入札</b> (操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照)
提出書類	<b>業務費内訳書</b> に内訳金額等を記載の上、電子入札システムの入札書を提出する画面で付加(添付)すること。 ※業務費内訳書は、発注図書ファイルの「内訳書」よりダウンロードすること。
入札期間	<b>平成25年10月24日(木)9時 ～ 平成25年10月25日(金)14時まで</b> ※ 上記期間内に電子入札システムにより入札。(土日、祝日を除く。)
その他注意事項	<b>入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。</b> <b>失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は無効となる。</b> ※すでに電子入札の利用者登録をした業者で、代表者変更、住所変更等又はICカードの期限切れによる変更が入札期日に間に合わない場合、または電子機器の故障等のやむを得ない場合についてのみ、紙入札参加を認める場合がありますが、その他の事例については、紙入札参加は認められません。 ※紙入札で参加をする場合には、上記入札期間締切日の17時まで、契約検査課に「紙入札参加承認願」を提出し、承認を得なければならない。

## 6 入札書等の不受理・無効

<p>那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条参照。</p> <p>入札時に失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は、入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。</p>
--

## 7 開札及び落札の保留

開札日時	平成25年10月28日(月)11時
開札場所	那覇市役所本庁 9階 入札室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

## 8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者となった場合には、メール及び電子入札システムで通知する。
提出期限	平成25年10月29日(火)まで
提出方法	電子入札システムで下記の資格審査書類を提出すること。 ※電子入札システムで提出が可能なファイル数は最大10個、合計サイズは最大2メガバイトまで。それ以上になる場合には、担当まで連絡すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を契約検査課まで持参すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書 (2) 資格保有者一覧 (3) 企業の手持業務委託の状況 (4) 最新の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し ※上記(1)～(4)に係る関係添付書類を含む。  ※「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、 <b>落札候補者のみ</b> が提出するものである。

## 9 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日：平成25年10月31日(木)予定

※心得 第9、10、11、12条参照。

## 10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前金払	適用しない。
部分払	適用しない。

## 11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を契約検査課へ提出しなければならない。

## 12 その他

那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口) <a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html</a>
入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」や「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照し、それでも不明の場合には、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。
紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記載されていない場合には、くじ番号は「001」とする。
提出された関係書類は返却しない。
公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。 <a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/kokyokeiyaku/seigenippan/seigenippan.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/kokyokeiyaku/seigenippan/seigenippan.html</a>
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

## 13 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること 那覇市役所 都市計画部 契約検査課 担当者：新島 篤 TEL：951-3253 FAX：951-3254
設計図書の内容に関すること 那覇市役所 建設管理部 道路建設課 担当者：比嘉 優子 TEL：951-3221 FAX：951-3238
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること ※問合せ前には、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」、「入札情報公開システム操作マニュアル」や「よくある質問と回答」を読むこと。 電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30) E-mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com